小作爭議調査表

No. 27

（月報番號三四號）

（昭和八年六月分）

項目	内容
場所	築上郡横武村字山内塔峯宮
關係人員	地主 大塚トモ 小作人 山口善平
地主關係團体	ナシ
原因	小作人は家計の不如意より昭和六年度八俵七年度全部計二十八俵を滞納せるため地主は四月二十日仲介人をして二十四日迄に小作料完納せざれば土地返還を要求せるに小作人は豊前聯合会の援助にて地方裁判所小倉支部に調停方を申請せり。
發生	昭和八年四月二十日
終熄	昭和〃年六月一〇日
關係地種類面積	田 九段二畝
小作人關係團体	日農九州同盟会 豊前聯合会
要求事項	小作料清算 又土地返還要求
經過	六月十日横武村役場にて樋口判事今村小作官補、委員参会にて調停委員会開催の結果下記条件にて解決。
結果	一、不納小作米は今後五ケ年年賦として皆済すること、若し今後に納入すべき小作米を一ケ年でも不納せる場合は即時小作田地全部を引上ること

財團法人 協調會福岡出張所

備考	
	為す方より絶対に主張せず 四、無断小作地の引上を断行し、売却するに於ては部落の組織運動と相俟って地主横暴土地引上絶対反対の檄文印刷物を一般に配布し大々的に農民組合運動に依り持久的に対戦す 地主にありては河野敬造を介し小作人に交渉り九百円にて買受交渉中なりしが小作人は交渉の指導に依り反当り五百円に非ざれば買受せずと主張し、地主は交渉の介在を厭忌し六月七日土地返還並に土地売買の断念せり。